

広島県告示第四十三号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、福山港及び尾道糸崎港における小型船舶特定係留施設の管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月二十六日

広島県知事 横 田 美 香

指 定 を 受 け た 者		指 定 年 月 日	管 理 の 期 間
名 称 及 び 代 表 者 氏 名	主たる事務所の 所 在 地		
株式会社ベルポート広島 代表取締役 村井一 道	福山市新涯町二丁目二三番一号	令和八年一月一五日	令和八年四月一日～ 令和一八年三月三一日